

今月の注目

4月からの法改正情報

①年金についての改正

(1) 在職定時改定

65歳以降の老齢厚生年金について、働いた分を反映させるため、1年ごとに改定が行われます。毎年8月分までを「9月1日時点の被保険者」に対し行われ、10月分から年金額が改定されます。(支給は12/15～)

(2) 在職老齢年金

60～64歳までの特別支給の老齢厚生年金の支給停止基準額が「28万円⇒47万円へ」

(3) 繰下げ年齢について

令和4年4月1日以降に70歳を迎える者について、最大75歳まで繰り下げることができます。

(4) 繰上げによる減額率の変更

1ヵ月あたり0.5%⇒0.4%へ変更

②育児介護休業法の改正

(1) 雇用環境整備

①研修の実施 ②相談窓口の設置 ③育休取得事例の収集提供 ④育休制度取得促進に関する方針の周知 ※①～④のいずれかの実施

(2) 妊娠・出産を申し出た者の対する「個別の周知・意向確認の措置」

※令和4年10月～産後パパ育休制度や育休の分割取得

③パワハラ防止措置

職場におけるパワハラを防止するために講ずべき措置とは？

①事業主の方針等の明確化および周知・啓発 ②相談に適切に対応するための体制整備 ③事後の迅速適切な対応

<事務所より>

2月1日に「個人情報等について適切な安全管理措置を講じている事務所」として全国社会保険労務士会連合会から「SRP II」の認証を受けました。



認証番号：1602158

詳しくは当事務所までお気軽にお問合せ下さい

 えとう社会保険労務士・行政書士事務所

田村市船引町東部台三丁目4 3番地 ☎ 0247-82-6265
<https://www.eto-srgs.com/> Mail : info@eto-srgs.com